

## 大阪市告示第1774号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場、臨時休場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年12月26日

大阪市長 横山英幸

### 1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
鞠テニスセンター	令和8年1月2日（金）から 同月3日（土）まで	午前9時から 午後5時まで
	令和8年1月5日（月）	
	令和8年1月13日（火）	午前9時から
	令和8年1月19日（月）	午後9時まで
	令和8年1月26日（月）	

### 2 臨時休場

施設名	年 月 日
鞠庭球場	令和8年1月1日（木）

### 3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
鞠テニスセンター	令和8年1月4日（日）	
	令和8年1月6日（火）から 同月12日（月）まで	午前9時から
	令和8年1月14日（水）から 同月18日（日）まで	午後9時まで
	令和8年1月20日（火）から 同月25日（日）まで	

令和 8 年 1 月 27 日（火）から

同月 31 日（土）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）